

航空法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄） 1

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄） 1

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄） 2

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	登録（第三条―第九条）
第三章	航空機の安全性（第十条―第二十一条）
第四章	航空従事者（第二十二条―第三十六条）
第五章	航空路、空港等及び航空保安施設（第三十七条―第五十六条の五）
第六章	航空機の運航（第五十七条―第九十九条の二）
第七章	航空運送事業等（第一百条―第一百五十五条）
第八章	外国航空機（第一百二十六条―第一百三十一条の二）
第九章	雑則（第一百三十二条―第一百三十七条の四）
第十章	罰則（第一百三十八条―第六十二条）
附則	

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。

2（略）

第三百三十二条 削除

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）

2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条並びに第三百三十一条の規定は、適用しない。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（航空法等の適用除外）

第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

258 (略)